

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2 - 3 - 3
処分の種類	松本空港内構内事業者の報告聴取、調査			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第18条			
処分の概要	空港の管理上の必要から行う構内事業者に対する営業方法等についての報告の聴取又は職員による調査			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	長野県松本空港条例第12条第2項の規定による、営業許可に付した条件に違反した場合又はそれに準ずる事由があると松本空港管理事務所長が認める場合にできるものとする。			
基準の制定根拠	H6.9.30伺定			